



KOYANO  
C. P. A.  
OFFICE

# 小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

## 《会計・税務の知識》 青色欠損金の繰越控除

### はじめに

平成27年度税制改正において、青色申告法人の特典の一つである「青色欠損金の繰越控除」について改正が行われましたので、その内容についてご紹介いたします。

### 1. 制度の概要

法人税法において、利益のことを「所得金額」、損失のことを「欠損金額」といいます。法人税の計算は、事業年度毎に計算をする「事業年度単位課税」を基本としておりますので、ある事業年度において生じた「所得金額」からある事業年度において生じた「欠損金額」を控除することは、原則的に認められておりません。

しかし、帳簿書類の備え付け・記録・保存をし、適正な記帳を行っている「青色申告法人」の特典として、過去に生じた「欠損金額」を繰り越して将来の「所得金額」から控除することが認められております。

この規定の適用を受けるためには、「欠損金額」の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、その後において連続して確定申告書を提出しており、「欠損金額」の生じた事業年度に係る帳簿書類を保存している場合に限り適用を受けることができます。

なお、一度控除した「欠損金額」は、再度使用することはできません。

### 2. 改正前

① 繰越期間 9年間

② 控除できる金額

(ア) 大法人（期末資本金が1億円超の法人）

その事業年度の所得金額の80%

(イ) 中小法人（期末資本金が1億円以下の法人）

その事業年度の所得金額

※ ただし、資本金が5億円以上の親法人に株式を100%所有されている中小法人等については、上記(ア)大法人と同様の取扱いとなります。

### 3. 改正後

① 繰越期間 10年間

② 控除できる金額

(ア) 大法人（期末資本金が1億円超の法人）

その事業年度の所得金額の50%

(イ) 中小法人（期末資本金が1億円以下の法人）

その事業年度の所得金額

※ ただし、資本金が5億円以上の親法人に株式を100%所有されている中小法人等については、上記(ア)大法人と同様の取扱いとなります。

### ③ 適用除外

上記②(ア)大法人について、次の事実等が生じた場合、それぞれに掲げる期間については、中小法人と同様、その事業年度の所得金額まで控除することができることとされました。

ただし、その法人の株式が上場された場合や事業の再生が図られたと認められる場合等には、以後の事業年度については、適用除外の取扱いはなく、上記②(ア)大法人の取扱いとなります。

(ア) 更生手続開始の決定があった場合

更生手続開始の決定の日から更生計画認可の決定の日以後7年間の日の属する事業年度

(イ) 再生手続開始の決定があった場合

再生手続開始の決定の日から再生計画認可の決定の日以後7年間の日の属する事業年度

(ウ) 設立した場合

設立の日以後7年間の日の属する事業年度

### 4. 経過措置

上記3.の取扱いは、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、適用されます。

そのうち、②(ア)大法人の「その事業年度の所得の金額の50%」とあるのは、平成29年3月31日までの間に開始する事業年度については、「その事業年度の所得の金額の65%」となります。

### 最後に

「青色欠損金の繰越控除」については、度々改正が行われており、繰越期間や控除できる金額が欠損金額の発生事業年度により異なっております。したがって、過年度分の修正申告や更正の請求を行う際には、注意を要します。

(担当：山田 貴也)

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/> ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止